熊日1971.10.11

補償問題でチッソ打診

水俣病新認定の十七人

会社側が提案　中央審で話合いを

熊本・鹿児島両県知事が新たに水俣病に認定した患者家族らが十一日、チッソ水俣工場を訪れ、補償問題などについてチッソの態度を聞いた。これに対しチッソは「何らかの形で補償をするが、その解決方法として中央公害審査会に図りたい」と患者側に提案した。

この日の話し合いには十八人の認定患者のうち鹿児島も含め十七人の患者家族と、チッソ側から入江寛二専務、久我正一取締役らが出席した。

冒頭、会社側が「長い間ご迷惑をかけました」と患者側にわび「会社としては当然何らかの補償をしたい。しかし今回の認定については県からまだなにも連絡がなく、話し合いに応するための資料が全くない。基本的には話し合いで解決したい」と述べ、その具体的方法として中央公害審査委員会の場で話し合いを持ちたい、と提案した。

この提案について入江専務は「県に補償のための判断資料を提供してくれるよう伺いを立てたが、断わられている。また従来の補償処理委一任派のような補償とは、認定の仕方も違うようだし、一任派同様の補償をするにはその経過が全く異なっている。一番早く、しかも円満に解決するには中央公害審査会にかけるのが適当だろうと考えた。また政府の機関でもあり、審査会は県の資料など入手しやすいだろう」と語った。

これに対し患者側は、審査会についてのくわしい資料などもないので、はっきりした態度は表明しなかった。話し合い後、新日窒労組事務所で今後のことについて協議したが、審査会にかけるか、裁判による解決を選ぶかの二つの方法しかないとの意見に固まっている。

これでチッソ側の態度がかなり鮮明になってきたが、基本的には「患者の症状に応じて補償をする」という考え方に立っている。これに対し患者側は先に沢田知事に「チッソに患者の判定資料などを知らせ、差別扱いをさせないように」と申し入れており、早くもこの点で両者の食い違いが現われてきている。

今後、患者側で裁判か、審査会かの話も煮詰まっていくが、患者側のリーダー格の水俣市月浦、胥護人川本輝夫さん(四〇)は個人的な意見として「裁判となれば歓迎するところだ。医学裁判して長引くなどと言われるが。この裁判で熊本の審査会がいかに新潟よりきびしいものであったかなど浮き彫りに出来る」と語っている。

補償について話し合う患者家族（右）と会社側（左）